

5 学校経営の評価

学校経営の評価は、学校の教育目標の具現化を目指し、教育活動や経営活動の取組を改善するために行うものであり、学校評価計画に基づき計画的に行わなければなりません。このため、すべての教職員が学校経営に参画していることを意識し、授業等の教育活動や学級経営などの経営活動の目標を明確にして、次のようなことなどに日ごろから取り組むことが大切です。

〈学校経営への参画〉

実践の記録

日ごろの教育活動や経営活動を通して気付いたり、疑問に思ったりしたことを記録しておき、学期末や年度末に行われる反省会議（学校評価会議）において建設的な意見を述べることができるようにすることが大切です。

実践の評価

運動会や学校祭などの学校行事を終えた後で、その行事の目標の到達状況を把握したり、改善点を明確にしたりするなど、速やかに評価する姿勢をもつことが大切です。

学校教育においては、児童生徒や地域の実情に応じた創意工夫ある教育活動を展開することが大切であり、保護者や地域住民と共に教育を進めていくことが求められています。

このため、各学校は、自らの教育活動やその他の学校運営について、目指す目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ることが重要です。

また、各学校は、自己評価及び保護者、地域住民などによる学校関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による開かれた学校づくりを進めることが重要です。

なお、学校教育法の改正を受け、平成19年10月に改正された学校教育法施行規則で、自己評価とその結果の公表については義務化、自己評価の結果を踏まえた学校関係者評価とその結果の公表については努力義務化されるとともに、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合は、その結果について当該学校の設置者への報告が義務化されました。

アカウンタビリティ（Accountability）

アカウンタビリティとは、一般に、説明責任、報告責任のことをいいます。

学校は経営責任を明らかにする観点から、教育目標及びそれに基づく教育計画と実施状況を保護者や地域に対して説明するなど、アカウンタビリティの考え方を学校経営に生かすことが求められています。

保護者アンケート（外部アンケート）の活用方法

各学校においては、学校評価における自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や児童生徒・保護者がどのような意見や要望をもっているかを把握することが重要です。

保護者アンケート（外部アンケート）の例

- 次の質問に対して、当てはまると思う数字に○を付けてください
(4 : そう思う 3 : ややそう思う 2 : あまり思わない 1 : 思わない)

領域	項目	質問項目	評価
学校経営	教育目標	学校は、「〇〇〇…」という教育目標を達成している	4 3 2 1
	学校の雰囲気	学校全体に活気があり、明るく楽しい雰囲気である	4 3 2 1
	特色ある学校づくり	学校は伝統や校風、地域の実態を踏まえた特色ある教育を行っている	4 3 2 1
確かな学力	学習指導	先生はわかりやすい授業を行っている	4 3 2 1
		お子さんは家庭学習の習慣が身に付いている	4 3 2 1
	キャリア教育	学校はお子さんが将来の夢や目標をもつことができる教育を行っている	4 3 2 1
健やかな体	健康・衛生	学校は環境衛生の管理に努め、健康に関する教育を行っている	4 3 2 1
	体力向上	学校はお子さんの体力向上の取組を進めている	4 3 2 1
	食育	学校は食に関する教育を行っている	4 3 2 1
豊かな心	生徒指導	お子さんはルールやマナーを身に付けています	4 3 2 1
		お子さんはよくあいさつをしている	4 3 2 1
		学校はお子さんの悩みや相談に親身に対応している	4 3 2 1
信頼される学校	安全管理	学校はお子さんの安全に気を配っている	4 3 2 1
	情報提供	学校の状況は通信や Web ページ等で知ることができます	4 3 2 1
	PTAや地域との連携	学校は PTA や地域と連携している	4 3 2 1

- その他、学校に対して御意見があればお書きください。

ありがとうございました。今後とも学校の教育活動に御協力ください。

保護者アンケートの活用に当たって

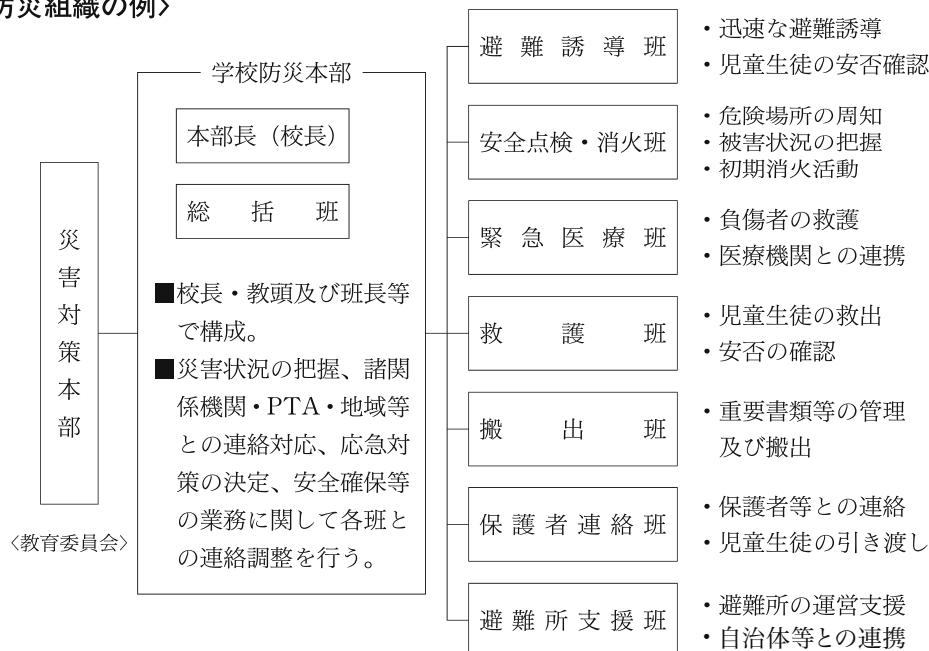
- 保護者アンケートは、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものとして活用します。
- 評価項目は、網羅的にするのではなく、重点目標や評価項目等との関連を図りつつ、適切に設定する必要があります。
- 保護者アンケートの実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する必要があります。
- 保護者アンケートの実施後には、学校便りや Web ページ等を活用して、速やかにその結果を公表することが望まれます。

防災体制

○ 防災組織の整備

学校においては、消防法の規定により消防計画を立案し、施設・設備の点検や避難訓練等を計画的に実施しなければなりません。校内の防災組織は、火災や地震等の災害や避難の実際を想定するとともに、学校の規模や地域・地形等の実態に応じて整備することが必要です。

〈学校防災組織の例〉



○ 日常の安全管理

- ① 建物の管理（外壁等の点検修理、校舎周囲の可燃物の点検など）
- ② 火気使用施設等の管理（ストーブ、ガス施設、集合煙突など）
- ③ 電気施設・設備の管理
- ④ 危険物の管理（薬品の管理、可燃物・引火性薬品保管場所の火気禁止など）
- ⑤ 消防用施設・設備の管理（消火器の設置と点検、警報施設・防火用水の点検など）
- ⑥ 避難経路、避難場所、非常口の整備

○ 日常の安全教育

学校は、児童生徒が火災や地震等の災害時に危険を認識し、適切に行動できるように日常的な備えを行うことが大切です。教師の指示や自己の判断により、災害の状況に応じて、児童生徒が自他の安全確保のために迅速に行動できるよう、日常から、防災上必要な安全教育を徹底することが大切です。

また、教師自身も災害発生時に的確な状況判断と適切な措置がとれるよう、実践的な研修を行うことが必要です。

○ 避難訓練の励行

計画的（定期的）に避難訓練を行うことは、事故を未然に防止するための第一の措置であり、訓練の励行こそ、災害に対する最も強力な「備え」です。

なお、避難訓練の実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連、地域の実態を考慮して決定します。学校全体でなく、学級単位や部活動単位で実施することや、地域・家庭と連携して実施することも考えられます。また、休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、いかなる場合にも安全に対処できるようになります。特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練が必要です。